

# 施設外就労について

---

秋田市障がい福祉課

# 施設外就労とは

---

- ・企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援
- ・指定を受けた場所とは別の場所で行われる支援について報酬を算定できる「特例」の一つ

## 【引用】

就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について  
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ＆A VOL.8

# 利用者数について

## 事業所

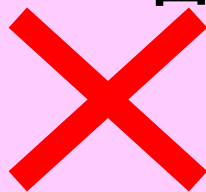
定員20名

施設外就労の  
利用者分を新た  
に受入れること

## 施設外

1日20名まで

1日21名以上



→ 定員を超えないこと

→ 定員を超えた場合、  
施設外就労の利用者  
全員分報酬算定不可

# 職員の配置について

## 事業所

- 管理者
- サービス管理責任者

※施設外就労を行う者を含めた前年度の平均利用者数に対して配置

- 生活支援員または職業指導員

※施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して配置

## 施設外

人員配置区分6:1(B型)の場合

| 利用者   | 生活支援員または<br>職業指導員 |
|-------|-------------------|
| 1～6人  | 1人                |
| 7～12人 | 2人                |

# 書類について

---

## ●個別支援計画

施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成されていること。  
目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、目標その他個別支援計画の内容の見直しをおこなうこと。

## ●運営規程

施設外就労の提供が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置づけられていること。

## ●施設外就労実績報告書

施設外就労に関する実績を作成・保存すること。

# 対応について

---

- ①緊急時の対応ができること。
- ②主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用すること。
- ③施設外就労に随行する支援員が行う業務
  - (ア)事業の対象となる障がい者の作業程度、意向、能力等の状況把握
  - (イ)施設外就労先の企業における作業の実施に向けての調整
  - (ウ)作業指導等、対象者が施設外就労を行うために必要な支援
  - (エ)施設外就労についてのノウハウの蓄積及び提供
  - (オ)施設外就労先の企業や対象者の家族との連携

# 対応について

---

- ④ 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこと。
- ⑤ 事業所は請け負った作業を施設外就労先の企業から独立して行い、利用者に対する指導等については事業所が自ら行うこと。
- ⑥ 事業所が請け負った作業について、利用者と施設外就労先の企業の従業員が共同で処理していないこと。
- ⑦ 利用者と事業所との関係は、事業所の施設内で行われる作業の場合と同様であること。

# 請負契約について

---

施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結すること。

(ア)請負契約の中で、作業の完成についての財政上及び法律上のすべての責任は事業所を運営する法人が負うものであることが明確にされていること。

(イ)施設外就労先から事業所を運営する法人に支払われる報酬は、完成された作業の内容に応じて算定されるものであること。

(ウ)施設外就労先の企業から作業に要する機械、設備等を借り入れる場合には、賃貸借契約又は使用賃借契約が締結されていること。また、施設外就労先の企業から作業に要する材料等の供給を受ける場合には、代金の支払い等の必要な事項について明確な定めを置くこと。



# 施設外就労に該当する事例

法人Xが運営する  
就労継続支援事業所Y



企業Z



請負契約



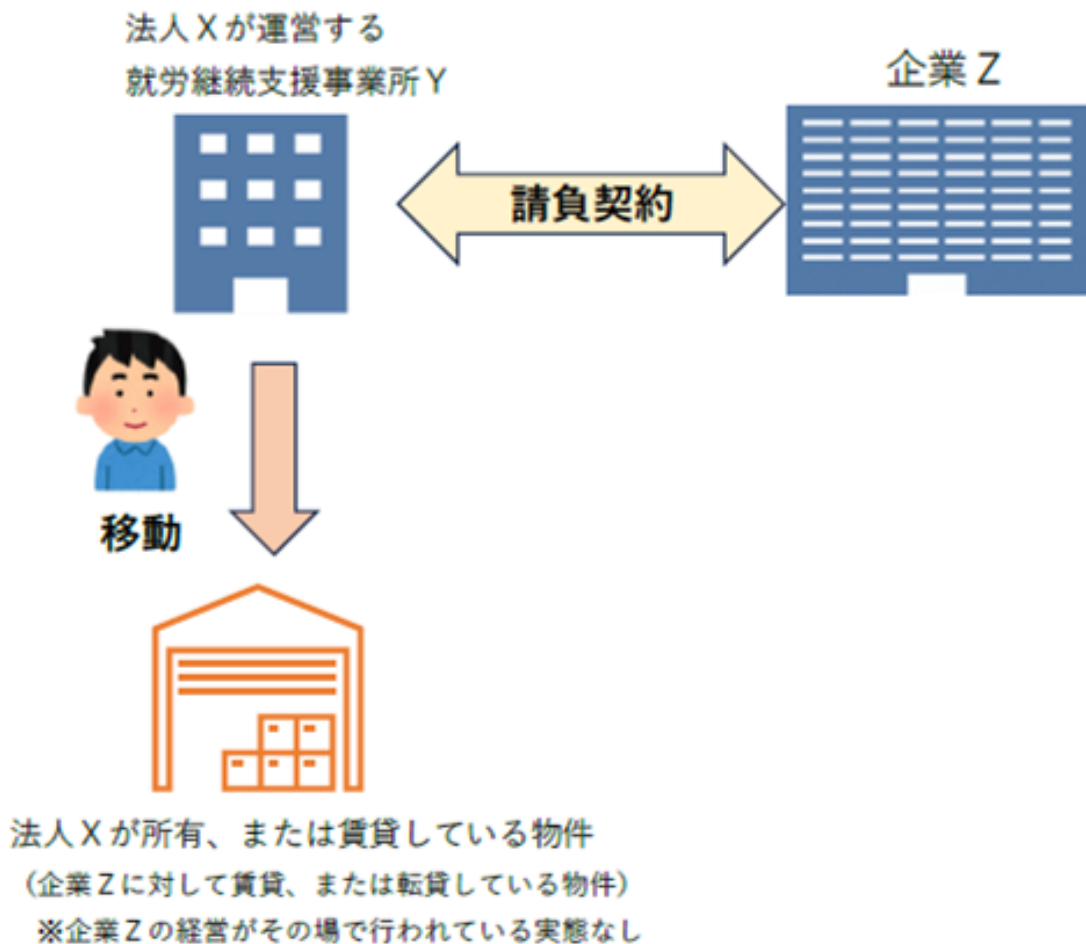
施設外就労



請負契約先の企業Zが所有する物件

※企業Zの経営実態あり

# 施設外就労に該当しない事例



# 施設外就労に該当しない事例

